

規程第 6 号

2017 年 4 月 1 日

社会福祉法人 札幌南勤労者医療福祉協会

理事長 山地 誠一

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人札幌南勤労者医療福祉協会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときの報酬は無報酬とする。監事が法人及び施設の指導監査または入札への立合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合も無報酬とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第 4 条 評議員選任・解任委員は無報酬とする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。